

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C支店において、運転手として就労していたところ、○年○月○日、トラックの荷台から転落して負傷し、療養の結果、○年○月○日、治癒（症状固定）した。
- 2 請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分をした。請求人は、同等級を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求を行ったところ、審査官が、○年○月○日付けで原処分を取り消した。
- 3 本件は、監督署長が、審査官による原処分の取消決定を受けて、障害等級第7級に該当するものと認め、その給付基礎日額を○円と算定して、障害補償給付を支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人が、当該給付基礎日額を不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

本件処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した〇を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件処分において、監督署長は、原処分に係る審査官の取消決定に従い、請求人に対して給付基礎日額〇円と算定して障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

(2) これに対して請求人は、業務に際して休憩時間はほとんど取得できておらず、一律に1日あたり1時間を休憩時間と認定して給付基礎日額を算定したことは不当である旨を主張する。請求人は、同主張の根拠として、会社は労働基準監督署からの是正勧告を受けて、休憩が取得できていなかった事実を認め、〇年〇月から過去〇年に遡って当該休憩時間分等に係る未払い賃金を、該当する全ての労働者に支払っており、休憩が取得できていなかったことについては、会社も自認していると述べている。

当審査会としては、請求人の主張を受けて、一件記録を精査したが、請求人が本件災害により負傷したのは、〇年〇月〇日のことであり、上記のように会社が非を認めて給与の遡及払いを行った時期よりも前のこととなり、請求人の負傷時においても、同様に休憩時間を取得できない状況にあったか否かは不明であると言わざるを得ない。会社が未払い賃金の存在を確定する際には、タイムカード、運転日報、ポータブルポス等の記録から、各ドライバーの申告内容を否定する要素がないことを確認しているところであるが、本件における請求人の主張においては、これらの記録も存在しておらず、同主張を裏付ける何らの客観的な資料も存在しない。

(3) 当審査会としては、請求人の業務遂行の実態についての証拠資料の渉猟に努めるも、請求人の主張を補強し得るものはなく、会社による上記(2)のよう

な処理が行われたとの一事をもって、異なる時期に係る請求人の主張について、これを漠然と推認するなどの方法によって認めることなどはできないと言わざるを得ない。したがって、決定書理由に説示するとおり、監督署長が再計算して算定した本件処分に係る給付基礎日額〇円は適正な額であると判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。